

諮問庁：国立大学法人山口大学

諮問日：平成29年11月27日（平成29年（独個）諮問第75号）

答申日：平成30年3月14日（平成29年度（独個）答申第84号）

事件名：本人に係る特定の入学試験の特定科目解答用紙の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「本人の平成29年度前期日程入学試験解答用紙」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月4日付け口大総第103号により、国立大学法人山口大学（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

平成29年度山口大学前期日程入学試験の結果及び点数について、承諾できない部分があるので、開示によって納得したい。公平かどうかの確認。そのためには、記述欄の開示が必須であるため、今後の入試に支障のないよう考慮、納得できればよい。部分点など、公平な判断が知りたい。開示していただくしかないと思っています。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

開示請求があった保有個人情報は、平成29年度前期日程入学試験の解答用紙であり、解答用紙には、本人が記入した志望学部、受験番号、氏名及び解答のほか、採点委員による採点の経緯、部分点等の機微情報が記入されており、この機微情報が広く流布すると、採点や評価方法が推測され、受験対策が図られる可能性があり、受験生の正確な学力の把握が困難となるおそれがある（法14条5号ハ）。

また、このようなおそれを避けるために、採点や評価方法を再検討することになれば、問題作成方針等までも影響があることが考えられ、再検討に必要とされる時間や業務量が膨大となり、本学の入学試験事務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれが生じることになる（法14条5号柱書き）。

以上により、開示請求があった保有個人情報には、法14条5号柱書き及び八に規定する不開示情報が含まれると判断し、一部開示決定としたものである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月6日 審議
- ④ 平成30年3月5日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月12日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「本人の平成29年度前期日程入学試験解答用紙」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報のうち、解答用紙の記述欄を法14条5号柱書き及び八に該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、以下のとおり説明する。

本件対象保有個人情報には、解答用紙の採点委員による採点の経緯及び部分点等が記載されており、これらが広く流布した場合、採点や評価方法を推測して受験対策を図ることが可能となり、受験生の正確な学力の把握が困難となるおそれがある。

また、上記のおそれを避けるために、採点や評価方法を再検討することとなった場合、問題作成方針等にも影響が及び、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

ア 解答用紙のうち、科目名、受験番号、審査請求人の氏名、特定学部名及び設問ごとの採点の部分は開示されており、不開示部分は、その余の①各設問に対する審査請求人の解答及び②採点委員による採点の経緯や部分点などの書き込みであることが認められる。また、各解答の上には、直接、②採点委員による採点の経緯や部分点などの書き込みが記載されていることが認められる。

イ ②採点委員による採点の経緯や部分点などの書き込みを開示した場

合、採点や評価方法を推測して受験対策を図ることが可能となり、受験生の正確な学力の把握が困難となるおそれがあるとともに、これらのおそれを避けるために、採点や評価方法を再検討することとなった場合、問題作成方針等にも影響が及び、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

また、②採点委員による採点の経緯や部分点などの書き込みは、①各設問に対する審査請求人の解答の上に直接記載されており、これを明確に区分して取り除くことができないことから、①各設問に対する審査請求人の解答についても、不開示とすべきである。

ウ したがって、当該不開示部分は、法14条5号ハに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条5号柱書き及びハに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号ハに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司